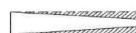
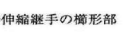




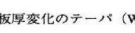
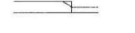
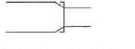

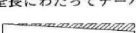
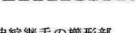


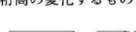

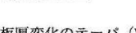
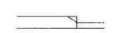
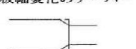



掲載頁	現行基準(令和5年10月1日)	改定(令和6年4月1日)	備考																																																																																																																																																																																																																																										
I-2-②-48	<p>別表第2 第1表</p> <p style="text-align: center;">現場管理費率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.60</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P・C橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.05</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>64.97</td><td>1623.7</td><td>-0.2042</td><td>30.16</td></tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.00</td><td>631.2</td><td>-0.1622</td><td>31.81</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.12</td><td>172.3</td><td>-0.0971</td><td>28.81</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.60	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81	<p>別表第2 第1表</p> <p style="text-align: center;">現場管理費率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>純工事費 700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05</td><td>1118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69</td></tr> <tr><td>P・C橋工事</td><td>31.06</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>46.27</td><td>1229.5</td><td>-0.2081</td><td>16.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>61.19</td><td>2132.5</td><td>-0.2253</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.60</td><td>1528.4</td><td>-0.2114</td><td>19.13</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.56</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p>第2表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>純工事費 700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>65.88</td><td>1465.2</td><td>-0.1968</td><td>31.45</td></tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>純工事費 200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.33</td><td>613</td><td>-0.1598</td><td>32.29</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.35</td><td>167.1</td><td>-0.0946</td><td>29.25</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	純工事費 700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84	道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44	鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69	P・C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80	舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54	砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48	公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34	電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01	情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13	下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39	対象額 適用区分 工種区分	純工事費 700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45	対象額 適用区分 工種区分	純工事費 200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29	河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25	
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																								
	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																									
		A	b																																																																																																																																																																																																																																										
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																																																																																																																									
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																																																																																																																									
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																																																																																																																									
道路改良工事	33.60	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																																																																																																																									
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																																																																																																																									
P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																																																																																																																									
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																																																																																																																									
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																																																																																																																									
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																																																																																																																									
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																																																																																																																									
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																																																																																																																									
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																																																																																																																									
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																									
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																									
		A	b																																																																																																																																																																																																																																										
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16																																																																																																																																																																																																																																									
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																									
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																									
		A	b																																																																																																																																																																																																																																										
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																																																																																																																																																									
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																																																																																																																																																									
対象額 適用区分 工種区分	純工事費 700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																									
	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																									
		A	b																																																																																																																																																																																																																																										
河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91																																																																																																																																																																																																																																									
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34																																																																																																																																																																																																																																									
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84																																																																																																																																																																																																																																									
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44																																																																																																																																																																																																																																									
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69																																																																																																																																																																																																																																									
P・C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80																																																																																																																																																																																																																																									
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54																																																																																																																																																																																																																																									
砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48																																																																																																																																																																																																																																									
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																																																																																																																																																									
電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01																																																																																																																																																																																																																																									
情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13																																																																																																																																																																																																																																									
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39																																																																																																																																																																																																																																									
対象額 適用区分 工種区分	純工事費 700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																									
	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																									
		A	b																																																																																																																																																																																																																																										
橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45																																																																																																																																																																																																																																									
対象額 適用区分 工種区分	純工事費 200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																									
	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																																									
		A	b																																																																																																																																																																																																																																										
道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29																																																																																																																																																																																																																																									
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25																																																																																																																																																																																																																																									

掲 載 頁	現 行 基 準(令和5年10月1日)	改 定(令和6年4月1日)	備 考																																																																																																																																		
I-2-②-49	<p>第4表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width:10%;">1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="width:20%;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th style="width:10%;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0906</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0901</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width:10%;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="width:20%;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="width:10%;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o：現場管理費率(%) Np：純工事費(円) A, b：変数値 (注) 1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0906	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0901	27.66	対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24	<p>第4表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width:10%;">純工事費 1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="width:20%;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th style="width:10%;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.57</td> <td>351.0</td> <td>-0.1202</td> <td>26.75</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.78</td> <td>103.5</td> <td>-0.0609</td> <td>28.09</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>45.56</td> <td>189.4</td> <td>-0.0884</td> <td>28.52</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.99</td> <td>49.0</td> <td>-0.0209</td> <td>31.32</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.21</td> <td>202.3</td> <td>-0.1034</td> <td>22.09</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.72</td> <td>46.8</td> <td>-0.0222</td> <td>29.09</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width:10%;">純工事費 3億円以下</th> <th colspan="2" style="width:20%;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="width:10%;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>31.19</td> <td>35.0</td> <td>-0.0059</td> <td>30.68</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>34.59</td> <td>154.9</td> <td>-0.0768</td> <td>27.87</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 算定式 $J_o = A \cdot N p^b$ ただし、J_o：現場管理費率(%) Np：純工事費(円) A, b：変数値 (注) 1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額 適用区分 工種区分	純工事費 1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09	トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52	下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09	対象額 適用区分 工種区分	純工事費 3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	コンクリートダム	31.19	35.0	-0.0059	30.68	フィルダム	34.59	154.9	-0.0768	27.87	
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																
	下記の率とする		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																
		A	b																																																																																																																																		
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																																																																																
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																																																																																
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																																																																																
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0906	29.39																																																																																																																																
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																																																																																
	(3)	32.44	52.7	-0.0901	27.66																																																																																																																																
対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																	
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																	
		A	b																																																																																																																																		
コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																																																																																	
フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																																																																																	
対象額 適用区分 工種区分	純工事費 1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																	
	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																	
		A	b																																																																																																																																		
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75																																																																																																																																
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09																																																																																																																																
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52																																																																																																																																
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32																																																																																																																																
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09																																																																																																																																
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09																																																																																																																																
対象額 適用区分 工種区分	純工事費 3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																																																																																	
	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																																	
		A	b																																																																																																																																		
コンクリートダム	31.19	35.0	-0.0059	30.68																																																																																																																																	
フィルダム	34.59	154.9	-0.0768	27.87																																																																																																																																	

掲載頁	現行基準(令和5年10月1日)	改定(令和6年4月1日)	備考																								
IV-7-①-4	<p style="text-align: center;">表2.2 数量計算の分類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">ネット質量で計算するものの例</th> <th style="width: 50%;">グロス質量で計算するものの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材</td> <td>1 形状の複雑なガセットプレート</td> </tr> <tr> <td>2 全長にわたってテーパのついた部材</td> <td>2 板厚変化のテーパ</td> </tr> <tr> <td>3 伸縮継手の楕円部</td> <td>3 板幅変化のテーパ</td> </tr> <tr> <td>4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部</td> <td>4 スチフナーの切欠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし, トラス橋のガセット, ハンドホールについては, ネット質量で計算する方が適当な場合もあるので注意を要する。</p> <p>2-8 溶接材料費及び副資材費</p> <p>(1) 溶接材料費 標準的な寸法・構造諸元の橋梁の場合, 溶接材料の質量をあげて計上せず, 副資材費に含めて積算してよい。</p> <p>(2) 副資材費 副資材費は, 工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で, 加工鋼重(購入部品を除いた鋼材の質量)当り溶接材料込みで17,300円/tとする。</p> <p>(注) 1. 钣桁以外の加工鋼重は, 大型材片質量及び小型材片質量の合計となる。 2. 単純钣桁及び連続钣桁の場合の加工鋼重は, 大型材片質量・小型材片質量及び対斜傾構・横構の加工鋼重の合計となる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>ネットで計算するもの</p> <p>①台形部材</p>  <p>②全長にわたってテーパのついた部材</p>  <p>③伸縮継手の楕円部</p>  <p>④ラーメン形又はフレーム形の対傾構の穴</p>  <p>⑤桁高の変化するもの(連続桁, ゲルバー桁)</p>  </div> <div style="width: 48%;"> <p>グロスで計算するもの</p> <p>①ガセットプレート</p>  <p>②板厚変化のテーパ (Web, Flange 等)</p>  <p>③板幅変化のテーパ</p>  <p>④スチフナーの切欠</p>  <p>⑤トラス, ローゼの吊材の穴</p>  </div> </div>	ネット質量で計算するものの例	グロス質量で計算するものの例	1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材	1 形状の複雑なガセットプレート	2 全長にわたってテーパのついた部材	2 板厚変化のテーパ	3 伸縮継手の楕円部	3 板幅変化のテーパ	4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部	4 スチフナーの切欠		5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など	<p style="text-align: center;">表2.2 数量計算の分類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">ネット質量で計算するものの例</th> <th style="width: 50%;">グロス質量で計算するものの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材</td> <td>1 形状の複雑なガセットプレート</td> </tr> <tr> <td>2 全長にわたってテーパのついた部材</td> <td>2 板厚変化のテーパ</td> </tr> <tr> <td>3 伸縮継手の楕円部</td> <td>3 板幅変化のテーパ</td> </tr> <tr> <td>4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部</td> <td>4 スチフナーの切欠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし, トラス橋のガセット, ハンドホールについては, ネット質量で計算する方が適当な場合もあるので注意を要する。</p> <p>2-8 溶接材料費及び副資材費</p> <p>(1) 溶接材料費 標準的な寸法・構造諸元の橋梁の場合, 溶接材料の質量をあげて計上せず, 副資材費に含めて積算してよい。</p> <p>(2) 副資材費 副資材費は, 工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で, 加工鋼重(購入部品を除いた鋼材の質量)当り溶接材料込みで18,200円/tとする。</p> <p>(注) 1. 钣桁以外の加工鋼重は, 大型材片質量及び小型材片質量の合計となる。 2. 単純钣桁及び連続钣桁の場合の加工鋼重は, 大型材片質量・小型材片質量及び対斜傾構・横構の加工鋼重の合計となる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>ネットで計算するもの</p> <p>①台形部材</p>  <p>②全長にわたってテーパのついた部材</p>  <p>③伸縮継手の楕円部</p>  <p>④ラーメン形又はフレーム形の対傾構の穴</p>  <p>⑤桁高の変化するもの(連続桁, ゲルバー桁)</p>  </div> <div style="width: 48%;"> <p>グロスで計算するもの</p> <p>①ガセットプレート</p>  <p>②板厚変化のテーパ (Web, Flange 等)</p>  <p>③板幅変化のテーパ</p>  <p>④スチフナーの切欠</p>  <p>⑤トラス, ローゼの吊材の穴</p>  </div> </div>	ネット質量で計算するものの例	グロス質量で計算するものの例	1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材	1 形状の複雑なガセットプレート	2 全長にわたってテーパのついた部材	2 板厚変化のテーパ	3 伸縮継手の楕円部	3 板幅変化のテーパ	4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部	4 スチフナーの切欠		5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など	
ネット質量で計算するものの例	グロス質量で計算するものの例																										
1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材	1 形状の複雑なガセットプレート																										
2 全長にわたってテーパのついた部材	2 板厚変化のテーパ																										
3 伸縮継手の楕円部	3 板幅変化のテーパ																										
4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部	4 スチフナーの切欠																										
	5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など																										
ネット質量で計算するものの例	グロス質量で計算するものの例																										
1 矩形部材・台形部材, 平行四辺形部材	1 形状の複雑なガセットプレート																										
2 全長にわたってテーパのついた部材	2 板厚変化のテーパ																										
3 伸縮継手の楕円部	3 板幅変化のテーパ																										
4 ラーメン形又はフレーム形の対傾構の開口部	4 スチフナーの切欠																										
	5 ハンドホール, マンホール, リベット, ボルトの穴など																										

令和5年度 港湾・漁港標準積算基準書（工事・設計業務等編） 現行改定対照表

掲載頁	現行(令和5年10月1日)	改定(令和6年4月1日)	コメント																																																																																																																				
第2章 2節 表一② 現場環境改善費率 2-2-7	<p>2) 積上げ計算による部分</p> <p>(1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額（単位：円、1,000円未満を切り捨て）を適正に積上げる。</p> <p>(2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示する。</p> <p>(3) 積上げ計算項目は、現場環境改善費の構成のうち、発注者が指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表一① 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="353 411 1016 584"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>11.14 %</td> <td>357.8</td> <td>-0.2223</td> <td>3.06 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>7.97 %</td> <td>132.7</td> <td>-0.1802</td> <td>2.80 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="353 609 1016 743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>13.08 %</td> <td>407.9</td> <td>-0.2204</td> <td>4.24 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">共通仮設費率の算定式</p> $K = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 K：共通仮設費率（%） P：共通仮設費率の算出対象額（円） a、b：定数値</p> <p style="text-align: center;">表一② 現場環境改善費率</p> <table border="1" data-bbox="353 967 1016 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>0.92 %</td> <td>159.8</td> <td>-0.3301</td> <td>0.14 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="353 1126 1016 1222"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.25 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I：現場環境改善費率（%） P：現場環境改善費率の算出対象額（円） a、b：定数値</p>	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	港湾 浚渫工事	11.14 %	357.8	-0.2223	3.06 %	工事 構造物工事	7.97 %	132.7	-0.1802	2.80 %	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	海岸工事	13.08 %	407.9	-0.2204	4.24 %	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	港湾 浚渫工事	0.92 %	159.8	-0.3301	0.14 %	工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	海岸工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.25 %	<p>2) 積上げ計算による部分</p> <p>(1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額（単位：円、1,000円未満を切り捨て）を適正に積上げる。</p> <p>(2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示する。</p> <p>(3) 積上げ計算項目は、現場環境改善費の構成のうち、発注者が指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表一① 共通仮設費率</p> <table border="1" data-bbox="1205 411 1868 584"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>11.14 %</td> <td>357.8</td> <td>-0.2223</td> <td>3.06 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>7.97 %</td> <td>132.7</td> <td>-0.1802</td> <td>2.80 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1205 609 1868 743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>13.08 %</td> <td>407.9</td> <td>-0.2204</td> <td>4.24 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">共通仮設費率の算定式</p> $K = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 K：共通仮設費率（%） P：共通仮設費率の算出対象額（円） a、b：定数値</p> <p style="text-align: center;">表一② 現場環境改善費率</p> <table border="1" data-bbox="1205 967 1868 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>2.58 %</td> <td>11,342.3</td> <td>-0.5375</td> <td>0.11 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1205 1126 1868 1222"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>4.02 %</td> <td>17,100.2</td> <td>-0.5353</td> <td>0.26 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I：現場環境改善費率（%） P：現場環境改善費率の算出対象額（円） a、b：定数値</p>	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	港湾 浚渫工事	11.14 %	357.8	-0.2223	3.06 %	工事 構造物工事	7.97 %	132.7	-0.1802	2.80 %	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	海岸工事	13.08 %	407.9	-0.2204	4.24 %	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	港湾 浚渫工事	2.58 %	11,342.3	-0.5375	0.11 %	工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	海岸工事	4.02 %	17,100.2	-0.5353	0.26 %	現場環境改善費率の改定
	対象額 適用区分等			600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																
		a	b																																																																																																																				
	港湾 浚渫工事	11.14 %	357.8	-0.2223	3.06 %																																																																																																																		
工事 構造物工事	7.97 %	132.7	-0.1802	2.80 %																																																																																																																			
対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																				
海岸工事	13.08 %	407.9	-0.2204	4.24 %																																																																																																																			
対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																				
港湾 浚渫工事	0.92 %	159.8	-0.3301	0.14 %																																																																																																																			
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																																																			
対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																				
海岸工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.25 %																																																																																																																			
対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																				
港湾 浚渫工事	11.14 %	357.8	-0.2223	3.06 %																																																																																																																			
工事 構造物工事	7.97 %	132.7	-0.1802	2.80 %																																																																																																																			
対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																				
海岸工事	13.08 %	407.9	-0.2204	4.24 %																																																																																																																			
対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																				
港湾 浚渫工事	2.58 %	11,342.3	-0.5375	0.11 %																																																																																																																			
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																																																			
対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																			
		a	b																																																																																																																				
海岸工事	4.02 %	17,100.2	-0.5353	0.26 %																																																																																																																			